

令和 5 年 第 1 回選挙管理委員会会議録（要旨）

日 時 — 令和 5 年 1 月 12 日（木） 午前 10 時 00 分～午前 10 時 50 分

場 所 — 高層館 12 階 選挙管理委員会

出席者 — （委 員）中井委員長、星原委員長代理、松井委員、山口委員
（事務局）中井事務局長、三谷事務局次長、新家主幹、永吉係長、
清瀬係長、井上主査

（中井委員長）

ただいまから、令和 5 年第 1 回委員会を開催します。

本日は、たくさんの案件がありますが、まず、案件 1 議案第 1 号、選挙長及び選挙長の職務代理者の選任について、事務局から説明願います。

（新家主幹）

案件 1 議案第 1 号について説明させていただきます。

公職選挙法第 75 条第 3 項及び同施行令第 80 条第 1 項の規定により、本年 4 月 9 日執行予定の堺市議会議員選挙における選挙長及び同職務代理者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、事前に当該選挙を管理する市の選挙管理委員会が選任するものでございます。

別紙に、選挙長のお名前と選挙長の職務代理者のお名前を掲載しております。選挙長には各区の委員長に、選挙長の職務代理者には各区の委員長代理にそれぞれ就任していただきます。

ちなみに府議会議員選挙の選挙長と選挙長の職務代理者につきましても、美原区を除いて、同じ方々が就任する予定です。以上でございます。

（中井委員長）

ただいま説明していただいたことについて、質問等はございませんか。

（委員）

なし。

（中井委員長）

それでは、案件 1 の議案第 1 号について了とします。

次に、案件 2 議案第 2 号、開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことについて説明願います。

(新家主幹)

案件 2 議案第 2 号について説明させていただきます。

本年 4 月 9 日執行予定の市議会議員選挙における各選挙区の開票の事務を選挙会場において選挙会の事務に併せて行なうことについての議案でございます。

公職選挙法第 79 条第 1 項の規定により、選挙会の区域と開票区の区域が同一である場合、開票事務と選挙会事務を併せて行うことができる規定となっておりまして、それを決定していただくものでございます。以上でございます。

(中井委員長)

このことについて、質問等はありませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、案件 2 の議案第 2 号について了とします。

次に、案件 3 議案第 3 号、選挙会の場所及び日時について説明願います。

(新家主幹)

案件 3 議案第 3 号について説明いたします。

先ほどの議案第 2 号で、選挙会と開票事務を併せて行うことを決定していただきました。

その件で、各区の開票の場所を選挙会の場所ということで定めていただくものでございまして、堺区は堺市立旭中学校体育館、中区は堺市立深井中学校体育館、東区は堺市立日置荘中学校体育館、西区は堺市立津久野中学校体育館、南区は堺市立原山台中学校体育館、北区は堺市立金岡北中学校体育館、美原区は堺市立美原中学校体育館の場所において、4 月 9 日午後 9 時 10 分から開始します。以上でございます。

(中井委員長)

ただいまの説明について、質問等はありませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、案件 3 の議案第 3 号について了とします。

次に、案件 4 議案第 4 号、ポスター掲示場にポスターの掲示を開始する日の決定について説明願います。

(新家主幹)

案件 4 議案第 4 号について説明いたします。

本年 4 月 9 日執行予定の堺市議会議員選挙におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始する日を、次のとおり定めていただくものでございます。

公職選挙法第 144 条の 2 第 10 項の規定により、準用する同条第 5 項の規定によって、同法第 143 条第 1 項第 5 号のポスターの掲示を開始する日を、事前に当該選挙を管理する選挙管理委員会が定めるということになっております。

公営ポスター掲示場に、候補者が選挙運動のためにポスターを掲示する日を、選挙期日の告示の日というように定めていただくものでございます。以上でございます。

(中井委員長)

ただいまの説明についての質問ございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、案件 4 の議案第 4 号について了とします。

次に、案件 5 議案第 5 号 選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について説明願います。

(井上主査)

7 ページを御覧ください。令和 5 年 4 月 9 日執行予定の堺市議会議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、堺市選挙関係事務執行規程第 29 条の規定により、事前に定めるものです。

場所は、堺市役所高層館 12 階の会議室です。日時は、令和 5 年 3 月 31 日(金)午後 5 時 30 分からです。以上でございます。

(中井委員長)

ただいまの説明についての質問ございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、案件 5 の議案第 5 号について了とします。

次に、案件 6 議案第 6 号、投票用紙の文字等の色の決定について説明願います。

(井上主査)

8 ページを御覧ください。本件につきましては、9 ページに掲載しております堺市選挙関係事務執行規程様式第 1 号に準じて投票用紙を作成するにあたり、用紙と文字の色を定めるもので、令和 5 年 6 月 4 日執行予定の堺市長選挙において用いる投票用紙の文字等の色につきまして、一般投票用投票用紙は白色地に青色文字、点字投票用の投票用紙も同じく白色地に青色文字と定めるものでございます。

(中井委員長)

ただいまの説明についての質問、意見はございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、案件 6 の議案第 6 号について了とします。

次に、案件 7 議案第 7 号、選挙公報の様式及び候補者 1 人当たりの紙面の大きさ等の決定について説明願います。

(井上主査)

10 ページを御覧ください。令和 5 年 6 月 4 日執行予定の堺市長選挙における選挙公報の様式及び候補者 1 人当たりの紙面の大きさ並びに氏名欄・写真欄の大きさ及びそれらの掲載位置を次のとおり定めるものでございます。

まず様式です。1 ページあたりの紙面の大きさは、ブランケット判(新聞紙 1 ページ大)とします。掲載順序につきましては、上段より下段へ掲載します。標題は「令和 5 年 6 月 4 日執行 堺市長選挙選挙公報」といたします。候補者 1 人当たりの紙面の大きさにつきましては、縦 11.5cm、横 36.5cm といたします。

氏名欄の大きさ及び掲載位置です。大きさは、縦 7.5cm 横 2cm の長方形の枠に収まる大きさでございます。掲載位置につきましては、氏名欄の上端が各候補者の紙面の上端から 2.5cm 下位で、かつ氏名欄の右端が各候補者の紙面の右端から 2.5cm の位置とし

す。

最後に、写真欄の大きさ及び掲載位置についてでございます。大きさは、長径 5cm、短径 4cm の楕円形とします。掲載位置につきましては、写真欄の上端が各候補者の氏名の紙面の上端から 3cm 下位でかつ写真欄の右端が氏名欄の左端から 1cm の位置とします。

この議案書に記載している内容につきましては、11 ページに説明を記載しております。堺市選挙関係事務執行規程第 22 条第 2 項及び第 24 条第 3 項の規定により、選挙公報の様式及び候補者 1 人当たりの紙面の大きさ並びに氏名欄・写真欄の大きさ及び掲載位置を定めるものでございます。

12 ページに実際のイメージを掲載しております。以上でございます。

(中井委員長)

ただいまの説明についての質問、意見はございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、案件 7 の議案第 7 号について了とします。

次に、案件 8 議案第 8 号、候補者に交付する選挙運動用証明物品の文字等の色の決定について説明願います。

(永吉係長)

案件 8 議案第 8 号について説明いたします。こちらは、以前、市議会議員選挙について決定していただきました、候補者に交付する選挙運動用証明物品の文字等の色につきまして、堺市長選挙について決定いただくものでございます。

14 ページに記載しておりますとおり、令和 5 年 6 月 4 日執行予定の堺市長選挙において候補者に交付する選挙運動用証明物品の文字等の色を次のとおり定めます。

選挙用自動車（船舶）表示物・選挙用拡声機表示物・乗車（船）用腕章・選挙運動（街頭演説）用腕章・街頭演説用標旗のこれら 5 種類については、白色地に深緑色文字、公印は朱色刷込式と定めます。

根拠法令は、14 ページから 15 ページにかけて記載しています。説明は以上です。

(中井委員長)

ただいま説明していただいたことについて、意見や質問等はございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、案件 8 の議案第 8 号について了とします。

次に、案件 9 議案第 9 号、選挙運動用ビラ証紙の文字等の色の決定について説明願います。

(永吉係長)

こちらと同じく以前、堺市議会議員選挙について決定いただきました、候補者に交付する選挙運動用ビラ証紙の文字等の色につきまして、次期市長選挙について決定するものです。

議案としましては、白色地に紺色文字、地紋（市章）の色はオレンジ色とします。

17 ページに根拠法令等を記載しております。説明は以上です。

(中井委員長)

ただいま説明していただいたことについて、意見や質問等はございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、案件 9 の議案第 9 号について了とします。

次に、案件 10 議案第 10 号、確認団体に交付する政治活動用証明物品の文字等の色の決定について説明願います。

(永吉係長)

こちらも以前、市議会議員選挙分として決定していただきました、確認団体に交付する政治活動用証明物品として、政治活動用自動車表示物や政治活動用ポスター証紙の文字等の色につきまして、堺市長選挙におけるものを決定していただきたいと思います。

議案としまして、政治活動用自動車表示物については、白色地に濃紺色文字で、公印は、朱色刷込式、政治活動用ポスター証紙については、白色地に黒色文字で、地紋（市章）の色は藤色とします。

19 ページに根拠法令等を記載しております。説明は以上です。

(中井委員長)

ただいまの説明について、意見や質問等はありませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、案件 10 の議案第 10 号について了とします。

次に、案件 11 議案第 11 号、ポスター掲示場の区画数及び区画番号の順序の決定について説明願います。

(清瀬係長)

20 ページの議案第 11 号を御覧ください。令和 5 年 6 月 4 日執行予定の堺市長選挙におけるポスター掲示場の区画数及び区画番号の順序につきまして、20 ページ下の方に書いております参考のとおり、さらに 21 ページに記載しておりますとおり、堺市選挙関係事務執行規程第 14 条及び様式第 16 号に準じまして、ポスター掲示場の区画数及び区画番号の順序を定めるものでございます。

1 点目の区画数につきましては、6 区画でございます。

2 点目の区画番号の順序につきましては、右上段より、右下段の順に順次左へ一連番号を付して配置するものでございます。説明は以上でございます。

(中井委員長)

ただいまの説明について、意見や質問等はありませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、案件 11 の議案第 11 号について了とします。

次に、案件 12 議案第 12 号、堺市選挙関係事務執行規程の一部改正について説明願います。

(清瀬係長)

22 ページの議案第 12 号を御覧ください。こちらは、改正の趣旨に記載しておりますとおり、選挙事務の効率化の観点から、選挙公報に係る掲載文の原稿用紙及び候補者の写真につきまして、PDF ファイルや JPEG ファイルといった電磁的記録による提出を

可能とすることとし、所要の改正等を行うものであります。施行期日は公布の日となります。23 ページ、24 ページには、規程改正のための改め文を掲載しております。25 ページからは、改正内容についての新旧対照表を載せております。

改正内容につきましては、選挙公報に係る掲載文の原稿用紙及び候補者の写真につきまして、電磁的記録による提出を可能とする改正と、文言整理等を行います規定整備となっております。

新旧対照表の 26 ページ、第 20 条及び第 22 条を御覧ください。こちらが選挙公報に関する規定の部分になりまして、これまで選挙公報に係る掲載文の原稿用紙及び候補者の写真につきましては、紙原稿での提出となっておりますが、電磁的記録での提出も可能とする改正となっております。

4 月の統一地方選挙から紙原稿及び電磁的記録での原稿、どちらでの提出も可能といたします。

残りの第 20 条及び第 22 条の改正以外の改正につきましては、全て文言整理のための規定整備となっております。このたび、規程全体の確認を法制文書課と一緒にしまして、全体的に文言の整理や様式名称の誤り等がございましたので、そういったあたりの修正を行っております。改正内容の説明については以上となります。

(中井委員長)

ただいまの説明について、意見や質問はございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、案件 12 の議案第 12 号について了とします。

その他案件に入ります。統一地方選挙における期日前投票所について説明願います。

(三谷事務局次長)

その他の案件でございます。資料はございませんが、統一地方選挙における期日前投票所についてお諮りをしたいと思います。

区役所以外の場所での期日前投票所の設置につきましては、従前から、市議会の複数の会派からの御要望もありまして、これまで増設について区選管とともに検討を行いまして、先の参議院議員通常選挙におきましては、南区の国際障害者交流センター（通称ビッグ・アイ）で試行事業として 2 日間の開設を行ったところです。

今般、令和 5 年 4 月 9 日執行予定の統一地方選挙におきましても、曜日や時間を変更して、第 2 回目の試行実施を考えていたところでございますが、今回は、こちらの予定

しておりました日程、4月2日(日)と4月3日(月)ですが、前回の国際障害者交流センター(通称ビッグ・アイ)の会場が企業の入社式等がございまして確保できていない状況でございます。

それでもう一か所、泉ヶ丘地区の商業施設のパンジヨ内にパンジヨホールという会場がございますが、ホールの位置が駅から一番遠い位置にあるということと、直通のエレベーターへのアクセスが非常にわかりにくいので、前回試行実施の際の選挙人は、徒歩、自転車、車いす利用等の方が多く、自家用車利用が案外少ないという選挙人の特徴からすると適当ではないと考えます。

また、前回は市選管事務局が中心となり、各区選管事務局からそれなりの経験を有する職員の派遣を受け増設期日前投票所の運営を行いました。今回は市議選、府議選ということで市区ともに立候補者の受付業務等、地方選挙独特の業務への対応がありますので、職員の派遣が困難な状態です。

それから、ちょうどその時期は、近接した選挙として6月の市長選挙の準備を統一地方選挙の事務と並行して行わねばならないこともあり、ミスなく適正円滑な選挙執行を行うには、期日前投票所の増設に係る事務執行をすることは困難と考えております。

期日前投票所につきましては、最終的には区選管の権限でございますが、事務局といたしましては、統一地方選挙での期日前投票所の増設の試行実施は一旦見送らせていただいて、統一地方選挙の期日前投票所につきましては、従前どおり各区役所で実施したいと考えております。

6月4日の市長選挙につきましては、区選管とともに改めて期日前投票所の増設について検討していきたいと考えております。事務局からの報告は、以上でございます。

(中井委員長)

ただいま説明いただきましたが、意見や質問はございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

皆様の方から、他に特になければ、以上を持ちまして、第1回選挙管理委員会を終了します。